

社会福祉士制度の見直しについて

(検討事項・検討の視点)

- 【論点1】 求められる社会福祉士像について 1
- 【論点2】 社会福祉士の養成課程の課題について 10
- 【論点3】 社会福祉士の任用・活用における課題
について 17

【論点 1】 求められる社会福祉士像について

【検討の視点】

- 法制定時と現在とでは、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化してきており、それによって社会福祉士に求められる専門性や役割についても変わってきているのではないか。
- まず、新たな専門性や役割等について検証し、求められる社会福祉士像というものを整理すべきではないか。

社会福祉士を取り巻く状況の変化

社会福祉士制度創設後、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化

(高齢者介護・障害者福祉分野のパラダイムの転換)

○措置から契約へ

- ・低所得者対象→普遍化
- ・応能負担(無料・低額)→応益負担
- ・利用者本位・自己決定・選択
- ・自助と皆で支える部分の整理

○「地域で普通の暮らし」

- ・施設中心→在宅重視
- ・地域密着、小規模・多機能
- ・自立支援

○市町村中心

- ・市町村への一元化
- ・基盤の計画的整備

○新しいサービスの進展

- ・認知症ケア
- ・居住系サービス
- ・個室・ユニットケア

○社会福祉の対象は低所得者に限定したものから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化

○福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

福祉ニーズの変化

- 増大化、複雑化する国民の福祉需要へ対応するための社会福祉の分野における様々な制度改革
- 福祉・介護分野のパラダイム転換

社会福祉の実施体制の変化

- 在宅、施設サービスを一元的に提供するサービス体系への転換
- 在宅福祉の積極的な推進
- 措置制度から利用者本位の契約制度への転換
- 福祉サービス利用者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

相談支援システムの変化

- 在宅介護支援センターの設置
- ケアマネジメントの導入
- 地域包括支援センターの設置
- 相談支援事業(障害者自立支援法)の導入
- 自立支援プログラムの導入と就労支援の重視

サービスの利用支援と権利擁護

- サービスの利用支援としての苦情解決や第三者評価等
- サービス利用者の選択に資するための介護サービス情報の公表
- 権利擁護活動と成年後見活動等

社会福祉経営の変化

- 社会福祉経営における説明責任、法令遵守、ガバナンスの確立や経営能力の向上
- 社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の経営主体の多様化
- 個人情報保護法の施行

その他の変化

- 福祉に関する計画の策定と実施
- 独立型社会福祉士の登場
(介護支援専門員、成年後見人等)
- 社会福祉士の社会復帰調整官としての位置づけ(医療観察法)
- 診療報酬における社会福祉士の評価
(回復期リハビリテーション病棟入院料等)

社会福祉士の任用・活用が期待される分野

社会福祉士を
取り巻く状況の変化

- 福祉ニーズの変化
- 社会福祉の実施体制の変化
- 相談支援システムの変化
- サービスの利用支援と権利擁護
- 社会福祉経営の変化 等

基本的方向

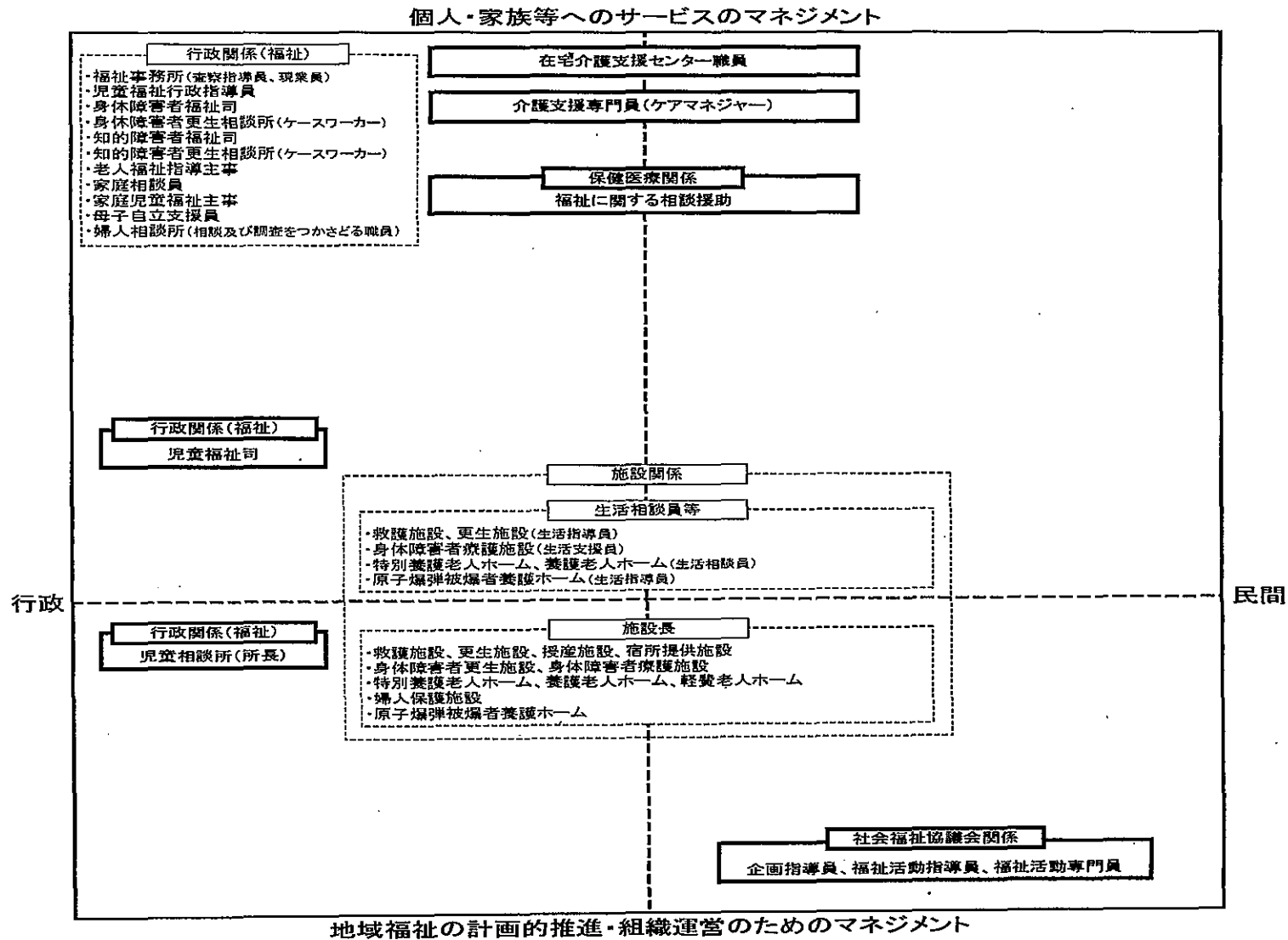
変容していく社会福祉制度及びその課題に対応し、各施策において、社会福祉士の専門的な知識と技術がより有効に活用されるよう検討

社会福祉士の任用・活用が期待される分野

- ①権利擁護、成年後見活動
- ②虐待問題への対応
- ③地域生活支援事業における相談支援事業
- ④障害者への就労支援
- ⑤自立支援プログラムにおける活用
- ⑥ホームレス対策関係事業
- ⑦第三者評価や苦情処理 等

これまでの社会福祉士の任用・活用のイメージ図

これまでの社会福祉士の任用・活用は、行政関係及び施設関係の職種が主である。

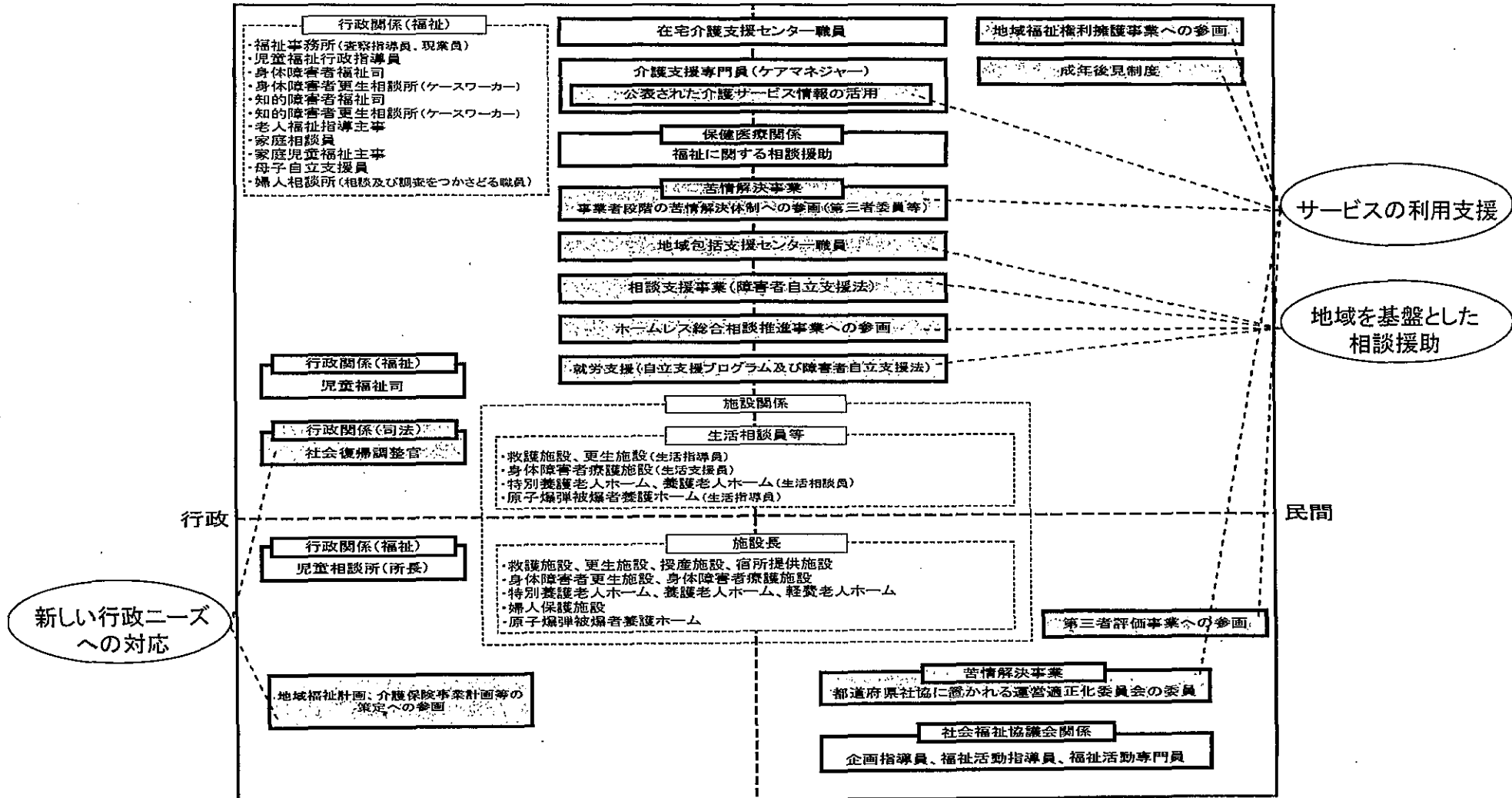


※波線部分は社会福祉主事を、太線部分は社会福祉士を任用要件や受験資格の一つとしている職種や事業を表す。

これからの社会福祉士の任用・活用のイメージ図

- ・社会福祉士を取り巻く状況が変化の中で、行政関係及び施設関係以外の職種や事業においても、新たに社会福祉士の役割が期待されているのではないかと。また、このような状況を踏まえ、求められる社会福祉士像について整理すべきではないかと。
- ・これらの分野における社会福祉士の積極的な任用・活用を行うべきではないかと。

個人・家族等へのサービスのマネジメント



地域福祉の計画的推進・組織運営のためのマネジメント

※色付き部分は、今後、新たに社会福祉士の役割が期待されている分野を表す。

「社会福祉士及び介護福祉士法」上の 定義規定及び義務規定

<定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

<義務規定>

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。
2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。
2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。

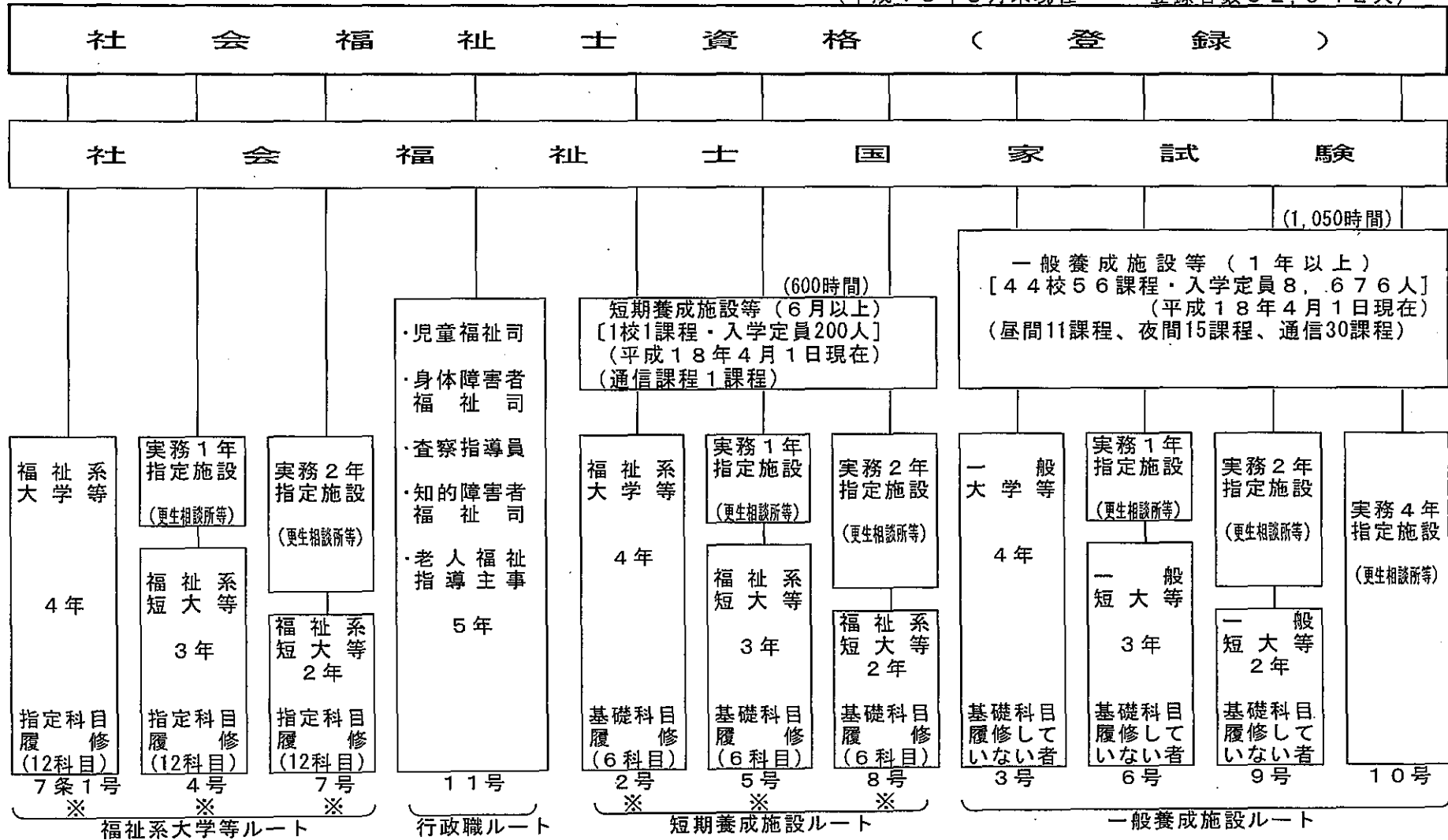
【論点 2】 社会福祉士の養成課程の課題について

【検討の視点】

- 社会福祉士を取り巻く状況が大きく変化している中で、求められる社会福祉士像を踏まえ、福祉に関する相談援助の専門的知識と技術を有し、適切な福祉サービスの提供を可能にする実践力の高い社会福祉士の養成が必要ではないか。
- また、実践力の高い社会福祉士を養成するために、今日的状況において求められる専門的知識と技術について実践的な観点から検討し、社会福祉士の養成課程における教育内容を見直すとともに、その標準化を図るべきではないか。

社会福祉士の資格取得方法

(平成18年8月末現在・・・登録者数82,942人)



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

※ 平成18年5月現在、福祉系大学等の数は263校 (大学院4校、大学182校、短大14校、専修学校63校) である。

(社) 日本社会福祉士養成校協会調べ

福祉系大学等ルート

①現状

- ・ 社会福祉士試験の受験資格取得に必要な科目（指定科目）を告示で規定しているのみで、指定科目を履修して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得ることが可能。
- ・ 指定科目の内容及び時間数（単位数）については、社会福祉士及び介護福祉士法令上の定めがないため、各大学等の裁量に委ねている。

②課題

- ・ 一般養成施設や短期養成施設（以下、養成施設）に比べて、少ない時間数（単位数）であっても受験資格を取得することができる制度となっている。
- ・ 指定基準を遵守しなければならない養成施設と大学等との間に、実習や演習等について差異がみられることもある。
- ・ 社会福祉士の養成に関わっている団体から、社会福祉士を養成する上で、大学等や養成施設を含めた全ての養成校が最低限一定水準の教育を確保し、社会的責任を果たしていくために、大学等における必修受講科目、各科目の時間数、専任教員数の確保等については、社会福祉士養成に係る法令に基づいた枠組みを設定する必要があるとの意見も出されている。

③論点

個々の大学等の独自性を生かしながら、特色ある社会福祉教育の中で社会福祉士の養成教育を行うことを基本とすべきであると考え、少なくとも社会福祉士として求められる技能の修得に必要な実習や演習等については、それらの修得を法制度的に担保するという観点から、福祉系大学等ルートの在り方について検討してはどうか。

養成施設ルート（一般・短期）

①現状

- ・一般養成施設とは、福祉系大学等以外の大学等を卒業した者や厚生労働大臣が指定する社会福祉施設等で相談援助業務を4年以上経験した者等に対して、1年（授業時間1,050時間）以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得するために、法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設。
- ・短期養成施設とは、福祉系大学等において告示で定められた基礎科目（指定科目のうち主に実習関係以外の科目）を修めて卒業した者等に対して6ヶ月（授業時間600時間）以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得するために、法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設。
- ・教育内容、教員要件、施設設備・教育用器具機材等については法令に基づく基準を遵守することが求められている。
- ・通信課程は社会人が働きながら学習することを前提としていることから、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導（以下、実習等）の授業時間が、昼間・夜間課程の授業時間の2分の1となっている。

②課題

昼間・夜間課程と通信課程とでは、実習等の授業時間数が異なることから、両課程間で社会福祉士として必要な技能の修得の機会に差が生じている。

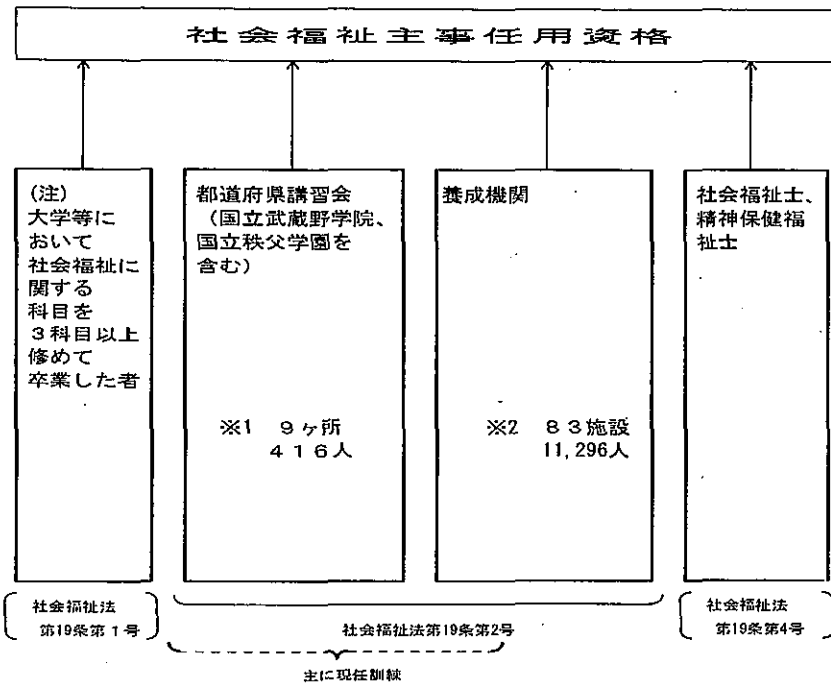
③論点

- ・昼間・夜間課程と通信課程との間の整合性を図り、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点から、通信課程の実習等の時間数の在り方について検討してはどうか。
- ・社会福祉士の任用・活用に関連して、社会福祉主事との関係について問題提起がなされているが、社会福祉主事の任用資格を有する者のうち、既に社会福祉に関する基礎知識や実務経験を一定水準以上有していると考えられる者については、社会福祉専門職としてのスキルアップを促す観点から、養成施設ルートにおける取扱いについて検討してはどうか。

<参考>

社会福祉主事の資格取得方法及び 社会福祉主事養成機関のカリキュラム

【社会福祉主事の資格取得方法】



※1 都道府県講習会9ヶ所は、H17年度の実績。

※2 社会福祉主事養成機関83施設は、H18年4月1日現在開校している養成機関の数である。なお、この83施設の中には、全社協中央福祉学院(5,400人)、日本社会事業大学通信教育科(800人)の2施設も含まれている。

(注)【社会福祉主事の資格に関する科目指定】

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学

のうち三科目以上

(「社会福祉主事の資格に関する科目指定」昭和25年厚生省告示第226号より)

【社会福祉主事養成機関のカリキュラム】

区分	科目	時間数
必修科目	社会福祉概論	60
	社会福祉行政論	30
	社会保障論	30
	公的扶助論	30
	老人福祉論	60
	障害者福祉論	60
	児童福祉論	30
	家庭福祉論	30
	地域福祉論	30
	社会福祉援助技術論	30
	社会福祉援助技術演習	60
	福祉事務所運営論	30
	社会福祉施設経営論	60
	保健体育・レクリエーション	60
	介護概論	60
	医学一般	30
	法学	30
経済学	30	
心理学	30	
社会学	30	
	小計	810
実習	社会福祉現場実習	180
	社会福祉現場実習指導	90
	小計	270
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420
	合計	1,500

(「社会福祉主事養成機関等指定規則」平成12年厚生省令第53号より)

行政職ルート

①現状

4つのルートの中で唯一、指定科目の履修や養成課程を経ることなく、行政機関での実務経験のみをもって受験資格を取得することができるルート。

②課題

他のルートと比較すると、社会福祉士として必要な知識と技能のうち、特に技能について体系的に修得する機会が確保されていない。

③論点

社会福祉士として必要な知識と技能のうち、特に技能について体系的に修得する機会を確保するという観点から、行政職ルートの在り方について検討してはどうか。

**【論点3】 社会福祉士の任用・活用における
課題について**

【検討の視点】

- 実践力の高い社会福祉士を養成・確保し、社会福祉士の地位向上を図るために、社会福祉士の任用・活用に関する現状と課題について整理し、何らかの方策を講ずる必要があるのではないか。
- 社会福祉士の職域を拡大するため、社会福祉主事が中心となっている現在の社会福祉専門職の任用要件の在り方等について検討してはどうか。

社会福祉士の任用

<現行法令上の規定>

- ・児童相談所の所長(児童福祉法第12条の3②3号)、児童福祉司(児童福祉法第13条②3の2号)、地域包括支援センター(介護保険法施行規則第140条の52第2号口)の任用要件として規定されている。
- ・社会福祉士は、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用要件として規定されている者と同等以上の者として位置づけられている(社会福祉法施行規則第1条第1号)。
- ・そのため、社会福祉施設の長や生活相談員等の任用要件として社会福祉主事の要件が準用されている場合には、特に「社会福祉士」という定めがなくとも、施設長や生活相談員等に社会福祉士を配置することができる。

<実情>

これらの職種における社会福祉士資格所持率は概して低い

- 現在、福祉に係る各制度が施設基準の中で規定している施設長、生活指導員等の要件は、都道府県等が設置する福祉事務所の査察指導員や現業員の任用資格である社会福祉主事の要件を基調としているものが多い。
- 今後、介護サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件については、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、介護サービスの向上、サービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際、介護福祉士や社会福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。

※「これからの介護を支える人材についてー新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けてー」(介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会 2006年7月5日) より抜粋

<参考>

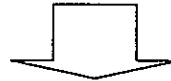
社会福祉主事を要件とする職種の社会福祉士への準用例

(例) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第46号)

(職員の資格要件)

第五条 特別養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。



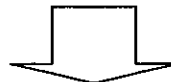
【社会福祉法(昭和26年法律第45号)】

「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者」

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの



【社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)】

「前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの」

(法第十九条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第十九条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉士
- 二 精神保健福祉士
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

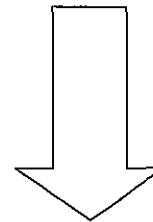
社会福祉士資格の活用状況

【社会福祉士の活用状況】

○児童福祉司の任用要件
○児童相談所の所長の任用要件
○介護支援専門員の受験資格
○指定福祉用具貸与・販売事業所の福祉用具専門相談員の要件
○指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターの要件
○地域包括支援センターの職員の要件
○老人(在宅)介護支援センターの職員の要件
○身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所の職員の任用要件
○社会福祉協議会の職員の任用要件
○運営適正化委員会及び選考委員会の委員の要件
○社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の第三者委員の要件
○地域福祉権利擁護事業の実施に携わる職員の要件
○市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定に携わる職員の要件
○精神保健福祉士の受験資格
○精神保健福祉士短期養成施設等の入学資格
○相談支援専門員の要件
○社会福祉士養成施設等及び社会福祉主事養成機関等の教員
・社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導を担当する教員の要件の一つとして規定されている。 ただし、資格取得後5年以上の実務経験が必要。
○社会福祉士及び社会福祉主事養成における実習施設の実習指導者
・実習施設の実習指導者の要件の一つとして規定されている。 ただし、資格取得後3年以上の実務経験が必要。

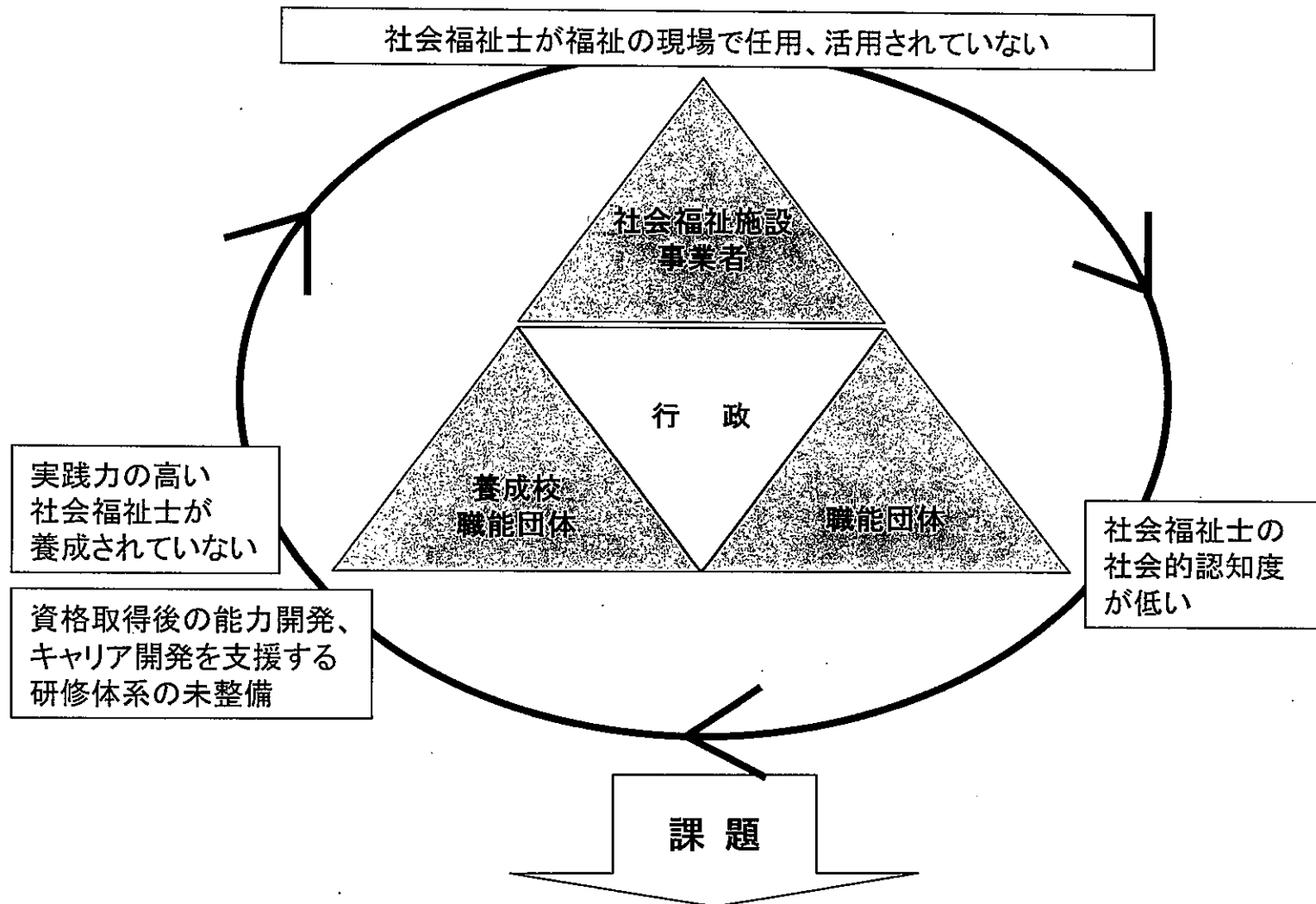
【社会福祉主事の活用状況】

行政関係	施設関係	
○福祉事務所の職員の任用要件	○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の職員の任用要件	
○児童福祉司の任用要件		
○児童相談所の所長の任用要件	○身体障害者更生施設の施設長の任用要件	
○児童福祉行政指導員の任用要件	○身体障害者療養施設の職員の任用要件	
○身体障害者福祉司の任用要件	○養護老人ホームの職員の任用要件	
○相談支援専門員の要件	○特別養護老人ホームの職員の任用要件	
○身体障害者更生相談所の職員の任用要件	○軽費老人ホームの施設長の任用要件	
○知的障害者福祉司の任用要件	○婦人保護施設の施設長の任用要件	
○知的障害者更生相談所の職員の任用要件	○原子爆弾被爆者養護ホームの職員の任用要件	
○老人福祉指導主事の任用要件	○社会福祉士養成における実習施設の実習指導者	
○家庭相談員の任用要件		・実習施設の実習指導者の要件の一つとして規定されている。 ただし、児童福祉司等として8年以上の実務経験が必要。
○家庭児童福祉主事の任用要件	○社会福祉主事養成における実習施設の実習指導者	
○母子自立支援員の任用要件		・実習施設の実習指導者の要件の一つとして規定されている。 ただし、児童福祉司等として8年以上の実務経験がある者又は、社会福祉施設において8年以上実務経験があり、かつ、社会福祉主事の任用資格を有する者
○婦人相談所の職員の任用要件		
○社会福祉協議会の職員の任用要件		
○社会保険労務士試験の受験資格		



社会福祉主事の資格を要件とするものとして規定されているものは、全て社会福祉士に準用できる。

社会福祉士の任用と活用をめぐる現状と課題



- ①社会福祉士の各分野における任用、活用のための法制度の整備が必要ではないか。
- ②相談援助に関する専門的知識と技術を有する実践力の高い社会福祉士を養成・確保するために、行政、養成校、社会福祉施設や事業者、職能団体が一体となった取組みが必要ではないか。